

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第26回)議事要旨

日時：平成30年11月26日(月)10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階 第1～第3共用会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大橋委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 菅野 等 | 電源開発株式会社 常務執行役員 |
| 國松 亮一 | 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長 |
| 竹股 邦治 | イーレックス株式会社 常務取締役 |
| 佐藤 悅緒 | 電力広域的運営推進機関 理事 |
| 都築 直史 | 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 |
| 竹廣 尚之 | 株式会社エネット 経営企画部長 |
| 中村 肇 | 東京ガス株式会社 電力トレーディング部長 |
| 内藤 直樹 | 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長 |
| 鍋田 和宏 | 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長 |
| 柳生田 稔 | 昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員 |
| 山田 利之 | 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部 技術担当部長 |

議題：

- (1) 非化石価値取引市場について
- (2) 間接送電権について

＜連絡先＞

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL : 03-3501-1511 (内線4761) FAX : 03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

(1) 非化石価値取引市場について

- 前回TFにて、卒FITの電源を持つ全ての事業者が小売電気事業者等のアグリゲーターを見つけることが困難なのではないか、という懸念について述べた。今回の事務局案については、小売電気事業者が卒FIT電気を買い取った上で非化石価値の有る電気として需要家にそのまま売ることが出来るので、小売電気事業者にとっては卒FIT電気を熱心に調達するようになるのではないかと思う。まずはこういうスキームでやってみるということだと理解しており、結構だと思う。
- 非FIT非化石証書の売れ残りは本当に起こりうるのか。売入札者が限界費用ベースで入札するのであれば、売れ残るようなことはほぼ考えられないのではないか。むしろ、売れ残りが発生するような入札行動が出てきたときにどのように対処するのか、ということを議論していくべきではないか。
- 卒FITのことを考えると、そもそも全量を市場取引とすることが難しいというのはわかる。他方で、相対取引を安直に認めてよいのか、という点は今後慎重な議論が必要。特に支配的事業者の発電部門から小売部門への相対取引など、その監視の方法も含め、慎重な議論が必要ではないか。
- 入札上限価格の設定についてはリーズナブルだと思う。非FIT非化石証書の取引に上限価格を設定することは、ある意味、排出量取引と炭素税のハイブリッドのようなもの。他方でセーフガードという意味では規制の内容が明らかにならない限り議論できないので、中間目標の検討と併せて議論する必要はある。
- P.30以降について、例えば、全ての事業者に対して非化石電源比率44%を課す一方で、既得権益者にとって緩い制度となると新電力を壊滅しかねないので慎重な検討が必要。総括原価の時代に建設された既存電源が生み出す非化石価値についてはウインドフォールゲインになる。また、その収入を内部補助によって小売料金に反映させると、短期的には料金値下げとなるが、既得権益者の市場支配力が高まることで、最終的には消費者負担増につながるのでないか。
- 非FIT非化石証書の収入の取り扱いについて、この制度によって事業者の競争環境が歪む可能性があるので慎重に議論をするべき。
- 振り返ってみると、高度化法でそもそも小売電気事業者全員に44%が課されているということが、歪んだ構造になっているのではないか。高度化法の規制はみんな一律に同じ目標値を設定しているが、一律の目標であれば公平のように見えるが、事業環境のスタート時点において保有している非化石電源比率が全く異なるなかで、何を以て公平と呼ぶのか議論が難しい。
- 非化石電源の多くは旧一般電気事業者、電発、公営が保有しており、基本的には自由化前に総括原価のもとで建設されたもの。非化石証書の制度趣旨は非化石電源の維持や投資に資することだが、発電側に入った非化石証書の収益が小売部門へ内部補助につながり、その結果として支配力が強まっていくようなことがあってはならない。

- 新電力と旧一電のイコールフッティングという点を踏まえると、公平・公正な市場を介して証書が取引されるのが良いのではないかと考えている。
- 発販同一の会社において、利益移転が起こるのではないかという懸念があるが、仮に相対取引を認める場合であっても、きっちり非化石証書の収入が内部補助として利用されることが無いよう見ていく必要があるのでは。また、少なくとも小売競争環境を歪めないような仕組みになっていれば非化石電源比率の目標を変える必要はないのではないか。
- 証書の入札最高価格について、最高価格に達してしまうと、限られた証書の量をどのように配分するのかという議論になるのではないか。仮に最高価格に達してしまったにもかかわらず、それでもなお証書の量に対して需要の方が大きいという場合にどのように配分するのか、ということを議論していかなければならないのではないか。
- 非化石価値を持っている事業者が非化石価値を売ろうとした結果、売れ残ってしまったケースではなく、あえて売らないという選択が可能なのかどうか。非化石電源を大規模に保有する事業者が出し惜しみをすることによって、価格を吊り上げるようなことが出来るのか。
- 現在、非化石電源比率の目標は一律 44%という形に設定されているが、その目標を事業者の比率によって異なるものとすることで、イコールフッティングを実現できるのではないか。
- 非化石証書の収入の取り扱いについて、小売事業者間の競争環境だけでなく発電事業者間の競争環境についても考慮する必要があるのではないか。
- 非化石証書の制度設計を考える上で、非化石電源の新設・維持に資するという点については特に重要な視点という認識。また、新設・維持については、必ずしも消費者の負担増に繋がるのではなく、消費者の利益に資することもありうるという点も認識する必要があるのではないか。例えば、非化石証書の収入を長期サイクル運転のように原子力発電所の稼働率の向上に資するものに使うことが出来れば、発電コストが下がり、長期的には消費者にメリットを与えるものになるという視点も踏まえて議論すべきではないか。
- 非化石証書の収入の取り扱いについては、法的にみても非常に悩ましい論点という認識。非化石価値が電気の価値とは別に具現化されたのは高度化法に端を発しているという理解。小売事業者間の競争環境の確保という非常に重要な政策目的のために、非化石価値の処分等に一定の制約を科すことについては必要性・許容性の観点から合理的であれば認められるものではないかと考える。
- 収入帰属については、発電事業者に帰属させるのが原則と考える。使途制限によって目的が達成できるのであれば必要最低限の措置でよいかもしれないが、使途制限だけでは事業者の競争環境確保が不十分だということであれば、収入を吐きださせる方法も考える必要があるが、その場合は寄付金課税との関係を整理する必要があるのではないか。
- 何れの場合においても整理が難しいということであれば、そもそも 44%の目標設定が正しいのか、という議論にもなると思う。

- 競争者への影響だけではなくて、競争への影響を考えなければならないのではないか。また、競争への影響への対応策・手段を考える際には、まずは事後規制を考え、それでも不十分の場合には事前規制を考える。そして、その事前規制は、目的達成のために必要な手段かどうか検討が必要。
- 新電力にとっては、非化石電源比率の目標値である 44%のうち太宗を証書購入によって賄う必要があり、費用負担が増すとともに事業者の競争力が弱まってくる。
- 非化石価値については、これまで全量プールすべきと申し上げてきたものの、これは非化石証書の収入が FIT 賦課金などに充てられる前提で申し上げてきたが、今回の事務局案は発電事業者に帰属することを前提としており、また、発販一体の旧一般電気事業者の相対取引についても許容される前提のように見受けられる。これでは、非化石証書の収入に使途制限を加えたところで、効果は限定的ではないか。
- 足元の非化石電源比率に配慮した目標設定とする、或いは、大型水力や原子力の非化石価値を事業者に公平に分配し、高度化法上の非化石電源比率の目標値から控除しておくようなものも有り得るのではないか。
- 国全体の非化石電源のうち約 3 分の 2 は旧一電が保有しているという状況を踏まえ、高度化法の目標設定から改めて議論すべきではないか。足元の非化石電源比率と FIT 非化石証書の価格に基づくと非化石証書の調達に約 850 億円～2600 億円という金額になるが、その過半が新電力から旧一電へ支払うことになる。このままでは新電力の事業継続性は極めて厳しくなるのではないか。以前のように電源の保有状況を勘案した目標設定となるよう検討頂きたい。
- 高度化法の趣旨に鑑み、一律 44%という目標が課されることを前提とするのであれば、旧一電と新電力間のイコールフッティングが不可欠。本制度導入により非化石価値が顕在化する前に建設された原発や大型水力の非化石価値については、全量市場経由で取引すべき。また、非化石証書の収入については、発電部門に直接返してしまうのではなく、国全体で管理し、需要家負担の低減や非化石電源の普及拡大に資するような用途に使うことが必要ではないか。
- 例えば、発電事業になんらかの収入が入るような制度、例えば容量市場についても、制度ごとに小売事業者間の公平な競争環境を確保するために内部補助が行われないようにするのかどうか、ということについて事務局で改めて整理して欲しい。
- 法的には、非化石証書の収入は発電事業者に帰属すべきと考えている。非化石電源比率を引き上げていくという高度化法の目的を達成するためにもそれは必要なことだと考える。一方で、小売事業者間の競争環境を歪めないことも重要。
- また、非化石価値取引市場だけで事業者間の公平性を担保するのが困難ということであれば、高度化法の中間目標の設定方法なども含めて議論をしていく必要があるのではないか。
- 高度化法の 44%という目標について公平性があるかどうかということについて改めて議論していただきたい。大型水力や原子力の非化石電源へのアクセスだけでなく、卒 FIT 電気についても、FIT 電気の現契約が旧一電にある関係上、顧客へのアクセスという観点で新電力は旧一電に対して劣後している。

- 高度化法における石油事業に対する規制において、目標が個社によって違うということも実際に存在するので、本件についても個社毎に目標設定を変更するような措置も有り得るのではないか。当初の非化石電源比率（旧一電 50%、新電力 2%）に立ち返って一度議論すべきではないか。
- 価格決定システムはシングルプライスオークションということだが、非化石証書の供給量と高度化法の義務量が近いものになれば、中間目標の設定次第では上限に張り付き、新電力は上限価格で常に購入し続けることが想定されるのではないか。
- 非化石証書が 3 分類になると整理されているが、大型水力や卒 FIT 等の再エネについては、発電事業者が再エネ指定有り、或いは再エネ指定無しの市場に出すかオプションとして選べることになっているが、再エネ指定無しの市場を選択する事業者がいるのか。オプションとするのではなく、再エネ指定証書として供出するとした方が市場としては分かりやすいのではないか。
- そもそも非化石電源比率 44% という目標設定が公平かという点については、議論をお願いしたい。
- 非化石証書の収入が発電側に帰属する場合、発電側の収入が小売に転用されることが無いよう、内部補助の監視については是非お願いしたい。
- 収入の取り扱いについては今後の議論ということだが、高度化法やエネルギー・ミックスという政策目標を達成するという観点から非化石価値取引市場の制度設計についてご議論頂きたい。
- 貫徹小委の中間とりまとめにおいて、BL 市場を通じて取引される非化石電源については、その非化石価値を電気の価値と切り離して非化石価値取引市場で取引するということが既に整理されている。このため、相当な量の非化石価値が市場に供給されることから、目標達成のために調達する上では十分な量の非化石証書量となるのではないか。それ以上の市場供給が必要かどうかという点については、今後慎重な議論が必要。
- 非化石証書の収入の取り扱いについては、非化石電源の新設維持に寄与すべきであり、また小売事業者間の公平な競争環境を確保することが重要。また、過剰な規制にならないということも踏まえながら今後検討を進めて頂きたい。
- 未約定となった非化石証書の取り扱いについて、非化石価値は発電事業者に帰属しているのだから、未約定分の環境価値の再分配等は行わないという案には同意。他方で、国全体の非化石電源比率を算出する上では必要な値となることが想定されるので、別途管理できるようにしておくべきではないか。

(2) 間接送電権について

- 経過措置の減少が非常に重要だと考えている。そもそも、経過措置は特殊な権利だと思っている。そのため、監視も含め対応が非常に重要になる。
- 本四連系線、阿南紀北直流幹線について、関西と中国の分断はほぼないと思うので、どちらの商品を発行してもいいと考える。間接送電権の発行にむけて、引き続き検討を行って欲しい。

- 本四連系線、阿南紀北直流幹線は別の商品であると説明があった。FCは3社の施設があり、北海道は新北本を含めると3社の施設がある。必要に応じて、設備を複数社が管理しているものと、単一のもので、設備に故障が起きたときの取り扱いを考えていきたい。

以上